

内閣總理大臣

昭和十三年六月二十八日

海軍

海軍一少將員一為二海關監督ノ任ニ付テハナクイテ命
レ詔味十三年十一月二十六日ノ以テ貴族院ノ議
ヲ貴族院ノ子男爵議員選舉財團法十六號ニ付
貴族院ノ議員選舉ノ旨

詔味十三年六月二十八日(海軍)

昭和十三年十月三日 (官報外)

内閣總理大臣ニ賜ハリタル軍人援護ニ

關スル勅語

朕カ陸海軍人ノ忠誠勇武ナル明治以來屢國難
ヲ克服セリ而シテ今次ノ事變師ヲ隣疆ニ出ス
ヤ又克ク忠烈ヲ勵ミ以テ國威ヲ中外ニ顯揚シ
朕カ忠實ナル臣民統後ニ在リテ相率テ公ニ奉
シ出征ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム朕深
ク之レヲ嘉尚ス惟フニ戰局ノ擴大スル或ハ戰
ニ死シ或ハ戰ニ傷キ或ハ疫癘ニ殞ル、モノ亦

皇
宮
御
覽
印

昭和十三年十一月十日 (官報)

帝國議會召集ノ詔

朕帝國憲法第七條及第四十一條ニ依リ本年十一月二十四日ヲ以テ帝國議會ヲ東京ニ召集ス

御名 御璽

昭和十三年十一月九日

内閣總理大臣

各省大臣

少カラス是レ朕カ夙夜惻怛禁スル能ハサル所
ナリ宜シクカヲ軍人援護ノ事ニ効ニ遺憾ナカ
ラシムヘシ茲ニ内帑ヲ頒テ之レカ質ニ充テシ
ム御其レ朕カ意ヲ體シ之レカ規畫ニ當ル克ク
其人績ヲ擧ケンコトヲ期セヨ
關入ノ陳請
内閣總理大臣ノ署名
昭和十三年十一月三日 (官報)